

# 算定日情報に係る記録方法

## ( 歯科 )

1	歯科診療行為レコードの記録	1
2	医科診療行為レコードの記録	3
3	医薬品レコードの記録	4
4	特定器材レコードの記録	5
5	記録の変更及び記録のルール	7

# 1 歯科診療行為レコードの記録

## (1) 歯科診療行為レコードフォーマット

項目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	加算項目							
							(7)	(8)	(9)	(10)			(75)	(76)
レコード識別情報	診療識別	負担区分	診療行為コード	数量データ1	数量データ2		加算コード 1	加算数量データ 1	加算コード 2	加算数量データ 2			加算コード 35	加算数量データ 35
モード	英数	数字	英数	数字	数字	数字	英数	数字	英数	数字			英数	数字
最大バイト数	2	2	1	9	8	8	5	8	5	8			5	8
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須														

項目	(77)	(78)	算定日情報					
			(79)	(80)			(108)	(109)
回数	回数	1日の情報	2日の情報			30日の情報	31日の情報	
モード	数字	数字	数字	数字			数字	数字
最大バイト数	7	3	3	3			3	3
項目形式	可変	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須								

## (2) 記録内容

### ア 回数

すべての歯科診療行為レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

### イ 算定日情報(1日の情報~31日の情報)

すべての歯科診療行為レコードに対し、診療行為を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

別部位に3枚、単純撮影（デジタル）（全顎撮影以外）電子画像管理加算を30日に実施した場合

レセプトの表示

写真診断（デジタル）（全顎撮影以外）

1枚

単純撮影（デジタル）（歯科エックス線撮影（全顎撮影以外））

1枚

電

1回

58 × 3

現行は、点数を記録するレコードのみ「回数」を記録しているが、平成24年5月請求からはすべてのレコードに同じ「回数」を記録します。

CSVの記録

```
SS,31,1,305004710,1,, , , . . . ,3, . . . ,3,
SS, ,1,305004110,1,,AE006,1,, . . . ,58,3, . . . ,3,
```

現行のとおりとする。（点数）

すべてのレコードに、同じ日（30日）に同じ回数（3回）を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。





## 4 特定器材レコードの記録

### (1) 特定器材レコードフォーマット

項目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	レコード識別情報	診療識別	負担区分	特定器材コード	使用量	単位コード	単価	コード1 特定器材加算等	数量データ1 特定器材加算等	コード2 特定器材加算等	数量データ2 特定器材加算等	及び規格又はサイズ 特定器材名称・商品名	点数	回数
モード	英数	数字	英数	数字	英数	数字	英数	数字	英数	数字	英数	漢字	数字	数字
最大 バイト数	2	2	1	9	9	3	11	9	9	9	9	300	7	3
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須														

項目	算定日情報				
	(15)	(16)		(44)	(45)
	1日の情報	2日の情報		30日の情報	31日の情報
モード	数字	数字		数字	数字
最大 バイト数	3	3		3	3
項目形式	可変	可変		可変	可変
記録必須					

### (2) 記録内容

#### ア 回数

すべての特定器材レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

#### イ 算定日情報(1日の情報～31日の情報)

すべての特定器材レコードに対し、特定器材を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

単純撮影（アナログ）（全顎撮影以外）小児型（2.2×3.5）フィルムを1枚使用し30日に行った場合

レセプトの表示

写真診断（全顎撮影以外）

単純撮影（アナログ）（歯科エックス線撮影（全顎撮影以外））

小児型（2.2×3.5） 30円/枚

1枚 48× 1

現行は、点数を記録するレコードのみ「回数」を記録しているが、平成24年5月請求からはすべてのレコードに同じ「回数」を記録します。

CSVの記録

```

SS,31,1,305000210,1,,,,, . . . ,1,,,,,1,
SS, ,1,305000910,1,,,,, . . . ,1,,,,,1,
TO, ,1,700230000,1,,,,,48,1,,,,,1,
    
```

現行のとおりとする。（点数）

すべてのレコードに対し、同じ日（30日）に同じ回数（1回）を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。

## 5 記録の変更及び記録のルール

### 〔記録の変更〕

変更前

#### 〔電子レセプトの記録〕

SS,31,5,305004710,1,,CE001,,,(略),,  
SS, ,5,305004110,1,,AE006,1,,(略),,48,3

回数 算定日情報

#### 〔レセプト表示〕

写真診断（デジタル）（全顎撮影以外）  
1枚  
症状確認  
単純撮影（デジタル）（歯科エックス線撮影（全顎撮影  
以外））  
1枚  
電 1回 48 × 3

変更後

#### 〔電子レセプトの記録〕

SS,31,5,305004710,1,,CE001,,,(略),,  
SS, ,5,305004110,1,,AE006,1,,(略),,48,3

回数 算定日情報

#### 〔レセプト表示〕

写真診断（デジタル）（全顎撮影以外）  
1枚  
症状確認  
単純撮影（デジタル）（歯科エックス線撮影（全顎撮影  
以外））  
1枚  
電 1回 48 × 3

全レコードに「回数」及び「算定日情報」を記録する。

### 〔記録のルール〕

### 〔記録のルール〕

SS,31,5,305004710,1,,CE001,,,(略),,  
SS, ,5,305004110,1,,AE006,1,,(略),,48

点数・回数算定単位内の全レコードの「回数」が一致する。

点数・回数算定単位内の全レコードの「算定日情報」（回数及び日にち）が一致する。

「回数」と「算定日情報」の合計値が一致する。

、 、 いずれか1つでも不一致の場合は、エラーとする。